

2019年2月5日

株式会社 山陰合同銀行

次世代育成支援対策推進法に基づく「プラチナくるみん認定」取得について

山陰合同銀行（頭取 石丸 文男）は、2018年12月26日付で、島根県労働局より次世代育成支援対策推進法（以下、次世代法）に基づく特例認定企業として、島根県内で2社目となる「プラチナくるみん認定」を受けましたのでお知らせします。

「プラチナくるみん認定」は、「子育てサポート企業」として次世代法に基づき厚生労働大臣から「くるみん認定」を受けた企業のうち、「男性の育児休業取得」「長時間労働の抑制」「出産した女性労働者の継続就業」等の項目について、より高い水準の取り組みをおこなった企業が受けることのできる特例認定です。当行は2012年5月に「くるみん認定」を取得し、その後の継続的な次世代育成支援への取り組みが認められ、「プラチナくるみん認定」を受けました。

今後も、従業員のワークライフバランスの実現に向け、仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組んでまいります。

<主な認定基準における当行の達成状況>

○男性の育児休業取得状況

認定基準：配偶者が出産した男性の育児休業取得率が13%以上

達成状況：38%（54人／141人）

○長時間労働の抑制

認定基準：直近1年間の平均週労働時間が60時間以上の労働者の割合が5%以下

達成状況：0%（0人）

○出産した女性労働者の継続就業状況

認定基準：出産した女性の1年後在職率が90%以上

達成状況：99%（111人／112人）

以上